

○厚生労働省令第八十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十六号を第四百二十号とし、第三百七十一号から第四百十五号までを四号ずつ繰り下げ、第三百七十号を第三百七十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百七十三 3ーメチルー2ーブテナール

三百七十四 3ーメチルー2ーブテナール

別表第一中第三百六十九号を第三百七十一号とし、第三百四十一号から第三百六十八号までを二号ずつ繰り下げ、第三百四十号を第三百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百四十二 1ーペンテンー3ーオール

別表第一中第三百三十九号を第三百四十号とし、第二百九十八号から第三百三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の次に次の一号を加える。

二百九十八 ピラジン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。